令和3年3月31日	
所属名	教育委員会事務局 職員課
所属長名	中道 隆広
電話番号	06-4950-5660

尼崎市立高等学校における人権を侵害する言動及び暴言を行った教員の懲戒処分について

平成30年、尼崎市立高等学校において、同校教諭がクラブ活動の指導中に、生徒に対して、人権を 侵害する言動及び暴言を行っていたことが判明したため、同教諭の懲戒処分を次のとおり行った。

1 事案の概要

(1) 平成30年5月、クラブの学習会において、顧問のA教諭が、生徒Bに対して、学習会の時間が 延びてしまった原因は、生徒Bの責任であると断定し、他の部員に迷惑をかけたことを理由にし て、謝罪をすることを要求し、部員全員の前で土下座をさせた。

令和3年1月、その事実を知った保護者からの訴えがあり、教頭に確認された際に、「記憶にない」と答え、さらに生徒Bを傷つける結果となった。

上記以外にも、生徒Bに対して、クラブ指導中の試合後に「お前は敵チームのスパイや」、ミーティングで集合時に「私の見えないところに行け」、練習試合でミスをしたときに「お前はカモや。 自分でカモって言え。」との不適切な発言を行った。

(2) 平成30年6月、クラブの練習試合中に、顧問のA教諭が生徒Cに対して叱責し、「お前は人間ではない。犬だ。皆の前で3回まわってワンと言え。」と発言した。

平成31年2月、A教諭は生徒Cが欠席している日に、他の部員に対して「あいつのことは知らん、お前らが何とかしろ。」と発言したり、生徒Cに謝罪を行った後にも「あんたらの親は褒めてほしいやろうけど、私は褒めないから。」との発言を行った。

上記以外にも、生徒Cに対して、クラブ練習後や試合後のミーティングで「お前の返事を聞い とったら、ヘドが出るわ」、「甘やかされて、お前は何もできへんねん。」との不適切な発言を行っ た。

2 対象教員及び懲戒処分等の内容

A教諭 停職3月(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

3 懲戒処分日

令和3年3月31日(水)

以上